

避難情報の早期発令にかかる運用の追加 について

京都市行財政局防災危機管理室

①避難情報の早期発令にかかる運用の追加

背景（これまでの早期発令）

- ・避難判断・伝達マニュアルに記載している避難情報の発令の判断基準とは別に、本市では避難情報の早期発令を運用してきた。
- ・具体的には『台風の接近に伴って大規模な被害発生のおそれがある場合、暴風、浸水、土砂災害等の被害発生のおそれがある学区について、余裕をもって安全な避難行動を取ってもらうよう、既存の発令基準への到達を待たずに避難情報を発令し、指定緊急避難場所を早期開設する』というものであり、令和3年5月から運用を開始している。

大規模な被害発生のおそれがある場合、暴風、浸水、土砂災害等の被害発生のおそれがある学区

事象	対象とする区域	対象学区数
暴風 水害・土砂災害	・北部山間部地域等	20学区（北区、左京区、右京区、洛西支所管内）
	・洪水予報河川の第1及び第2発令地域 ・水位周知河川の第1及び第2発令地域 ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	180学区

※本表に記載する対象区域・学区については、京都市避難情報判断・伝達マニュアルなどに掲載

①避難情報の早期発令にかかる運用の追加

背景

近年、極端な集中豪雨をもたらす浸水被害を起こす現象として線状降水帯が注目されているが、気象庁では線状降水帯からの事前避難のため、これまでの府県単位（京都府南部／京都府北部）の線状降水帯半日前予測（令和6年度～）に加え、令和8年度から府県単位の線状降水帯直前予測（2～3時間前）を開始する。本市でも一度発生すれば甚大な被害を起こす可能性がある気象災害として台風だけでなく線状降水帯の発生に備える必要がある。

対応

- ・以下のとおり、早期発令の運用の要件に線状降水帯等を追加する。〈R8から〉
『台風の接近や線状降水帯及びこれに類する大雨の発生に伴って大規模な被害発生のおそれがある場合、暴風、浸水、土砂災害等の被害発生のおそれがある学区について、余裕をもって安全な避難行動を取ってもらうよう、既存の発令基準への到達を待たずに避難情報を発令し、指定緊急避難場所を早期開設する』

大規模な被害発生のおそれがある場合、暴風、浸水、土砂災害等の被害発生のおそれがある学区

事象	対象とする区域	対象学区数
暴風 水害・土砂災害	・北部山間部地域等	20学区（北区、左京区、右京区、洛西支所管内）
	・洪水予報河川の第1及び第2発令地域 ・水位周知河川の第1及び第2発令地域 ・中小河川の発令地域 ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	181学区（※）

※中小河川の浸水想定区域の追加により、発令対象として従来の180学区から1学区（右京区 広沢）追加